(表面)

			受給事由消滅	川		出年月	日		確認年人	月日
妹背牛町長		兼 ———			令和			令和	•	•
受し、よりがた						生年月	日	昭和 平成	•	•
給 (法人名 住所	₹	_	-							
者 (法人の主 事務所の所有					電話	()		
	1. 受給者	が日才	本国内に住所を有し	なくなった						
	2. 受給者が他の市町村(特別区を含む)に転出した									
消受 滅給 する さの あの ま さの で く	3. 受給者が児童と別居することとなった(単身赴任の場合を除く)									
	4. 未成年後見人でなくなった									
	5. 父母指定者でなくなった(児童の生計を維持する父母等の帰国)									
	6. 児童について、次の事実が生じた									
	① 死	亡した	Ć							
	② 監	護した	なくなった							
	③ 生	計を同	同じくしなくなった	:						
	④ 生	計を約	維持しなくなった							
	⑤ 日本国内に住所を有しなくなった(留学を理由とするものを除く)									
	⑥ 児 た	童自立	立生活援助を受け、	里親等への委託	区は児童社	福祉施設等 ∽	\ の)	入所若し	くは入院	ŧυ
	⑦ そ	の他	()				
	7. その他	()				
6 の 惧	 	14	る児童の氏	F. 夕.						
	H (C 43	()		V 11						
消滅事	由の多	色生	した年月	日 令和	Ì	•			•	
備										
考										

- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

(裏面)

注意

- 1 受給者が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を変更したことにより児童手当の受給 事由が消滅した場合で、その住所の変更について、転出届に児童手当の受給者であること を書いて提出した場合には、この届は提出する必要はありません。なお、6の⑦又は7を ○で囲んだ場合は、()内にその理由を具体的に記入してください。
- 2 全ての児童が 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過したことにより、児童手当の 受給事由が消滅した場合、この届を提出する必要はありません。
- 3 「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 4 6の⑥は、児童自立生活援助、委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、この届を提出する必要はありません。

備考

- 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。